

# 定 款

最終変更年月日 2021年6月25日

オリックス株式会社

# オリックス株式会社定款

## 第1章 総則

### 第1条（商号）

当会社は、オリックス株式会社（英文で表わす場合は ORIX CORPORATION）と称する。

### 第2条（目的）

当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種動産のリース、賃貸借、売買（割賦売買含む。）および保守管理
- (2) 貸金業、各種債権の売買、立替払、債務の保証・引受け、集金代行およびその他金融業務
- (3) 有価証券等の金融商品の保有、運用、管理および売買ならびにその他の投資事業
- (4) 企業の合併、資本参加、業務提携、事業承継・再編等に関する助言、仲介および斡旋
- (5) 金融商品取引業、金融商品仲介業、銀行業、信託業、保険業、商品投資顧問業、信託契約代理業および債権管理回収業
- (6) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- (7) 不動産の賃貸借、売買、造成、開発および保守管理ならびに倉庫業
- (8) 建築・土木、設備および内外装工事の請負、設計ならびに監理
- (9) スポーツ、宿泊、飲食、医療、福祉および研修教育等の各種施設の経営ならびにスポーツ等の興行
- (10) 空港、道路、その他の公共施設、これらに準ずる施設の企画、開発、維持管理、運営および公共事業の受託
- (11) 農産物、食品、農業関連製品の生産、加工、売買および研究開発
- (12) 廃棄物処理業
- (13) 温室効果ガス、その他各種排出権の取引
- (14) 発電事業
- (15) 各種エネルギー資源および関連製品の供給
- (16) 無体財産権の企画、開発、請負、賃貸借および販売
- (17) 情報処理・提供サービスおよび電気通信事業
- (18) 労働者派遣事業および職業紹介業
- (19) 古物売買
- (20) 運送業
- (21) 各種鉱産物の採掘ならびに関連製品の製造および販売
- (22) 業務支援およびコンサルティング業
- (23) 前各号の事業その他事業に関する仲介、代理、調査、製造、加工および研究開発
- (24) 前各号に関する事業を営む子会社の株式を所有することにより、当該会社によってその事業活動を行うことおよび当該会社の事業活動を管理すること

(25) 前各号に付帯または関連する一切の事業

### 第3条（本店）

当会社は、本店を東京都港区に置く。

## 第2章 株 式

### 第4条（発行可能株式総数）

当会社が発行することができる株式の総数は、2,590,000,000株とする。

### 第5条（単元株式数）

当会社は、その発行する株式について、100株の株式をもって株主が株主総会において1個の議決権を行使することができる1単元の株式とする。

### 第6条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元株式数に満たない数の株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

### 第7条（単元未満株主の売渡請求）

当会社の株主は、株式等取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

### 第8条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人は、当会社に代わって株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務を行い、当会社においては当該事務を行わない。

### 第9条（株式等取扱規則）

当会社の株式の取扱および株主の権利行使の手続に関しては、法令または本定款のほか、株式等取扱規則による。

## 第3章 機 関

### 第1節 機 関

#### 第10条（機関）

当会社は、次の機関を置く。

- (1) 株主総会
- (2) 取締役
- (3) 取締役会
- (4) 指名委員会、監査委員会および報酬委員会
- (5) 執行役および代表執行役
- (6) 会計監査人

### 第2節 株主総会

#### 第11条（株主総会の開催）

定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集し、その会日は毎年6月とし、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを開催する。

#### 第12条（議決権行使の基準日）

当会社は、事業年度の最終日において、株主名簿に記載され、または記録されている議決権を有する株主を、当該事業年度の終了後に招集する定時株主総会において議決権を行使することができる者とする。

2. 前項の規定にかかわらず、当会社は、前項に規定する日と異なる日現在の株主名簿に記載され、または記録されている議決権を有する株主を、その定時株主総会において議決権を行使することができる者とすることができる。この場合は、その日を2週間前までに公告するものとする。

#### 第13条（株主総会の招集権者および議長）

株主総会は、取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役がこれを招集する。また、取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役が議長となる。

2. 前項の規定により定められた者に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集し、または議長となる。

3. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類、監査報告書および会計監査報告書に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供了したものとみなすことができる。

#### 第14条（株主総会の決議）

- 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める特別決議は、当該株主総会において議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第15条（議決権の代理行使）

株主は、他の議決権ある株主を代理人として、その議決権行使することができる。この場合、株主または代理人は、代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。

### 第3節 取締役

#### 第16条（取締役の員数）

当会社の取締役は、3人以上とする。

#### 第17条（取締役の選任および解任）

- 取締役は、株主総会の決議によって選任および解任する。
2. 前項の取締役を選任および解任する株主総会の決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

#### 第18条（取締役の任期）

- 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役または増員として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

### 第4節 取締役会

#### 第19条（取締役会の招集権者および議長）

- 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役がこれを招集する。また、取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役が議長となる。
2. 前項の規定により定められた者に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集し、または議長となる。

## 第20条（取締役会の招集手続）

取締役会を招集する者は、取締役会の日の3日前までに、各取締役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

## 第21条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

## 第22条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

## 第23条（取締役、執行役の責任免除）

当会社は、取締役、執行役（取締役、執行役であった者を含む。以下「取締役等」という。）がその任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該取締役等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令により免除することができる額を限度として取締役会の決議によってこれを免除することができる。

- 当会社は、社外取締役がその任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令による最低責任限度額を限度とする旨の契約を社外取締役と締結することができる。

## 第5節 委員会

### 第24条（委員の選定等）

各委員会は、委員3人以上で組織する。

- 各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。
- 各委員会の委員の過半数は、社外取締役でなければならない。
- 監査委員会の委員は、当会社もしくはその子会社の執行役もしくは業務執行取締役または当会社の子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）もしくは支配人その他の使用人を兼ねることはできない。

## 第25条（委員会の招集手続）

各委員会は、法令および取締役会の定めるところにより招集する。

## 第26条（委員会の決議）

各委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、監査委員会における会計監査人の解任の決議は、監査委員会の委員の全員の同意によって行わなければならない。

## 第6節 執 行 役

### 第27条（執行役の員数）

当会社の執行役は、3人以上とする。

### 第28条（執行役の選任）

執行役は、取締役会の決議によって選任する。

### 第29条（執行役の任期）

執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した執行役の補欠として選任された執行役または増員により選任された執行役の任期は、他の執行役の任期の満了する時までとする。

### 第30条（代表執行役の選定）

取締役会は、執行役の中から代表執行役1人以上を選定する。

## 第7節 会計監査人

### 第31条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### 第32条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第4章 計 算

### 第33条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの1年とする。

### 第34条（剰余金の配当等を決定する機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を取締役会が定めることができ、株主総会の決議によっては定めない。

### 第35条（剰余金の配当の基準日）

当会社は、毎年3月31日株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者を、期末配当を受ける権利を有する者とする。

2. 当会社は、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者を、中間配当を受ける権利を有する者とする。

### 第36条（配当の除斥期間）

配当財産その他の交付財産については利息をつけず、当該財産の配当がその効力を生ずる日より満3年を経過しても、当該財産が受領されないときは、当会社はその配当義務を免れる。

## 第5章 公 告

### 第37条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法とする。